

夢に向かう
君たちへ



アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度

募集概要

小児がんの治療を乗り越えて希望を持ち続ける子どもたち、また親をがんで亡くし、就学や進学が機会が狭められている未来ある子どもたちに、充実した学校生活を送って欲しいとの想いで設立した奨学金制度です。



Yahoo! ネット募金を通じて、本活動へご寄付いただけます。
<https://donation.yahoo.co.jp/detail/5003003>



CCAJ

公益財団法人 がんの子どもを守る会
Children's Cancer Association of Japan

アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度

- 月額2万円(年額24万円)の奨学金を高校卒業まで給付
- 奨学金の返還は不要、他の制度との併用可
- 当社保険契約の有無は不問

新規奨学生募集概要

小児がん経験者のための奨学金制度

応募要件

1. 18歳未満で小児がんを発症し、経済的理由により援助を必要とする方
2. 奨学金の給付開始時に高等学校等に在学中(当年度入学希望者を含む)の方
3. 奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が指定の条件を超えない方

募集人数

30名(1年生15名/2年生10名/3年生5名)程度

小児がんについて 「小児がん」は子どもの病死原因の1位で、年間およそ2,000～2,500人の子どもが新たに罹患しているといわれています。現在、治癒率は種類によっては8割近くまで向上していますが、治療を終えたあとでも成長発達に影響が出る場合や、周囲の理解が得られないなど様々な問題を抱えています。また、治療により就学の機会が狭められることもあり、小児がん経験者に対する支援が必要とされています。

がん遺児のための奨学金制度

応募要件

1. 主たる生計維持者をがん(悪性腫瘍)で亡くし、経済的理由により援助を必要とする方
2. 奨学金の給付開始時に高等学校等に在学中(当年度入学希望者を含む)の方
3. 奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が指定の条件を超えない方
4. 直近の学習成績が評定平均値3.5以上(5段階評定)の方(評定を付さない学校の在學生についてはこれに相当する方)、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績がある方(全国大会出場等)

募集人数

140名(1年生70名/2年生40名/3年生30名)程度

新規奨学生募集・選考スケジュール

新規奨学生の募集期間は、毎年11月から翌年2月までの4ヵ月間です。募集期間終了後、全応募者の応募書類をあらゆる角度から精査し、本奨学金制度の選考委員会において、新規奨学生(内定者)の決定を行います。

募集期間

毎年11月1日～翌年2月末日(消印有効)

選考期間

毎年3月～4月中旬

選考結果(内定)通知

毎年4月下旬

最終決定通知

毎年5月下旬

※スケジュールは予告なく変更になる場合があります。

奨学金給付内容

月額2万円(年額24万円)を高等学校等卒業(正規の最短修業期間)まで給付し、返還を要しません。

■ 応募書類入手方法

公益財団法人 がんの子どもを守る会ホームページ〈<http://www.ccaj-found.or.jp/support-01/>〉もしくは右記のコードからダウンロード(毎年11月～翌年2月)



※奨学生の募集は、小児がんの治療を行っている病院・全日本中学校長会・日本私立中学高等学校連合会などを通じて、全国の学校に案内をしている他、新聞や雑誌等を通じて広く告知しています。

応募に関するお問い合わせ先

公益財団法人 がんの子どもを守る会
Tel. 03-5825-6311



本誌は、FSC®認証紙を使用し、環境に配慮した植物油インキを使用しています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

『アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度』

2026年度奨学生募集要項

制度の趣旨

本奨学金は、18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者または、「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により以下の教育機関・課程の修学もしくは充実した学校生活が困難な方に、奨学金の給付を行うことを目的として設定された「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」に基づいて運営されるものです。

対象となる教育機関は、学校教育法により定められた次の機関になります。

- ・「高等学校」
- ・「特別支援学校の高等部」
- ・「中等教育学校の後期課程」
- ・「高等専門学校」
- ・「専修学校の高等課程」(小児がん経験者の場合は「一般課程」も対象)

対 象	小児がん経験者	がん遺児																												
出 願 の 資 格	①18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、 経済的な理由により援助を必要とする方 ②2026年4月時点において高等学校等に在学予定の方 ③奨学金申請時における前年度の世帯の収入または 所得が下記の上限を超えない方 ※父母に収入がある場合は、その合算した金額となります。 ※小児がんとは、小児慢性特定疾病で「悪性新生物」に 該当するものをさします。	①「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、 経済的な理由により援助を必要とする方 ②2026年4月時点において高等学校等に在学予定の方 ③奨学金申請時における前年度の世帯の収入または 所得が下記の上限を超えない方 ※亡くなられた主たる生計維持者の収入は含みません。 ④直近の学習成績が評定平均値3.5（5段階評価） 以上の方、評定値を付さない学校の在学学生については これに相当する方、または特定の分野において全国 あるいは都道府県レベルで優れた実績のある方 （全国大会出場等）																												
	<table><tr><td rowspan="9">小 児 が ん 経 験 者 ・ が ん 遺 児 共 通</td><td>世帯人数</td><td>A)給与所得者のみの世帯(万円)</td><td>B)給与所得者以外の世帯(万円)</td></tr><tr><td>1</td><td>4 5 1</td><td>1 4 2</td></tr><tr><td>2</td><td>5 4 0</td><td>2 0 4</td></tr><tr><td>3</td><td>5 7 6</td><td>2 2 9</td></tr><tr><td>4</td><td>5 9 9</td><td>2 4 5</td></tr><tr><td>5</td><td>6 2 0</td><td>2 6 0</td></tr><tr><td>6</td><td>6 3 9</td><td>2 7 3</td></tr><tr><td>7</td><td>6 5 6</td><td>2 8 5</td></tr><tr><td>該当欄</td><td>源泉徴収票の支払額</td><td>確定申告書の所得金額</td></tr></table> ※世帯の所得がA)とB)合算となる場合は事務局までお問い合わせください。		小 児 が ん 経 験 者 ・ が ん 遺 児 共 通	世帯人数	A)給与所得者のみの世帯(万円)	B)給与所得者以外の世帯(万円)	1	4 5 1	1 4 2	2	5 4 0	2 0 4	3	5 7 6	2 2 9	4	5 9 9	2 4 5	5	6 2 0	2 6 0	6	6 3 9	2 7 3	7	6 5 6	2 8 5	該当欄	源泉徴収票の支払額	確定申告書の所得金額
	小 児 が ん 経 験 者 ・ が ん 遺 児 共 通	世帯人数		A)給与所得者のみの世帯(万円)	B)給与所得者以外の世帯(万円)																									
1		4 5 1		1 4 2																										
2		5 4 0		2 0 4																										
3		5 7 6		2 2 9																										
4		5 9 9		2 4 5																										
5		6 2 0		2 6 0																										
6		6 3 9		2 7 3																										
7		6 5 6		2 8 5																										
該当欄		源泉徴収票の支払額	確定申告書の所得金額																											
募 集 人 員	全国で30名程度 内訳（1年生15名、2年生10名、3年生5名）	全国で140名程度 内訳（1年生70名、2年生40名、3年生30名）																												
給 付 額 等	給 付 額：月額20,000円 給付期間：対象となる教育機関に在学中の期間（正規の最短修業期間以内） 高等専門学校においては最長で5年間給付（専攻科は含まず） 給付方法：毎年3期に分けて、原則として7月、11月、3月に4カ月分をまとめて給付します。																													
奨 学 金 の 返 還	この制度に基づく奨学金は原則として返還を要しません。（他奨学金との併用可）																													